

# 第5次新宮町総合計画

—みんなの新宮町未来計画—

●概要(改訂)版●

人が輝き 快適に暮らせる  
元気なまち 新宮



福岡県 新宮町

## はじめに

新宮町は、立地条件の良さと恵まれた自然環境を生かし、産業や文化、住まいなどが調和した魅力あるまちとして発展し続けてきましたが、その一方で近年では、人口減少社会や高齢化社会の到来、また地球的規模の環境問題の深刻化、さらには行政需要の複雑・多様化など、社会を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

このような社会動向の中、本町が一層の飛躍と持続的発展をしていくため、直面しているさまざまな課題を的確に把握し、新たな視点、柔軟な発想を取り入れながら、変化する社会への対応が可能な“まちづくり”を実践することが重要です。

そのため、今回の総合計画策定には、町民との協働を大きな柱とし、ともに話し合い、ともに考えながら、すべての町民が生き生きと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、今後10カ年を展望し、めざすべきまちの将来像を『人が輝き 快適に暮らせる 元気なまち 新宮』と掲げています。また、町民と行政がこの将来像を共有し、ともにその実現に向かって行動していける共通の目標として、第5次新宮町総合計画“みんなの新宮町未来計画（愛称）”を策定しました。

第5次新宮町総合計画は、新宮町のまちづくりにおける各行政計画などの中心的な位置付けがなされ、序論、基本構想、基本計画で構成しており、本書は、その概要を示すものです。

## 計画策定及び基本構想見直しの趣旨

本町においては、昭和46（1971）年7月に第1次総合計画を策定して以来、10年ごとに総合計画を見直し、平成13（2001）年度からは『つなげよう次世代へ～環境共生と生涯学習のまちづくり』を基本理念とした第4次総合計画のもとでまちづくりを進めてきました。

平成18（2006）年度から沖田・緑ヶ浜地区の中心市街地整備事業に着手し、平成22（2010）年3月にはJR新宮中央駅の開業とともに、新宮中央浄化センター（アクア新宮）が運転を開始しました。

このような状況の中、平成23（2011）年度に「人にやさしいまちづくり」・「環境共生のまちづくり」・「協働で拓くまちづくり」を基本理念とした第5次新宮町総合計画を策定しました。

その後、大型商業施設の進出やマンション・住宅などの建設による急激な人口の増加により、想定していた将来人口予測と大幅にかけ離れる状況となり、また、防災活動拠点を整備することに伴い、都市空間形成の方針も見直すこととなったため、第5次新宮町総合計画基本構想を変更しました。

## 計画の愛称と役割

第5次新宮町総合計画は、総合的・長期的視点に立って、本町がめざす新たな将来像の実現に向けて、その考え方や施策の基本なる方向を示すもので、総合的なまちづくりの指針となるものです。

本計画は、こうした位置づけを基本に、次のような役割をもつ計画として策定します。

### 新宮町民にとって

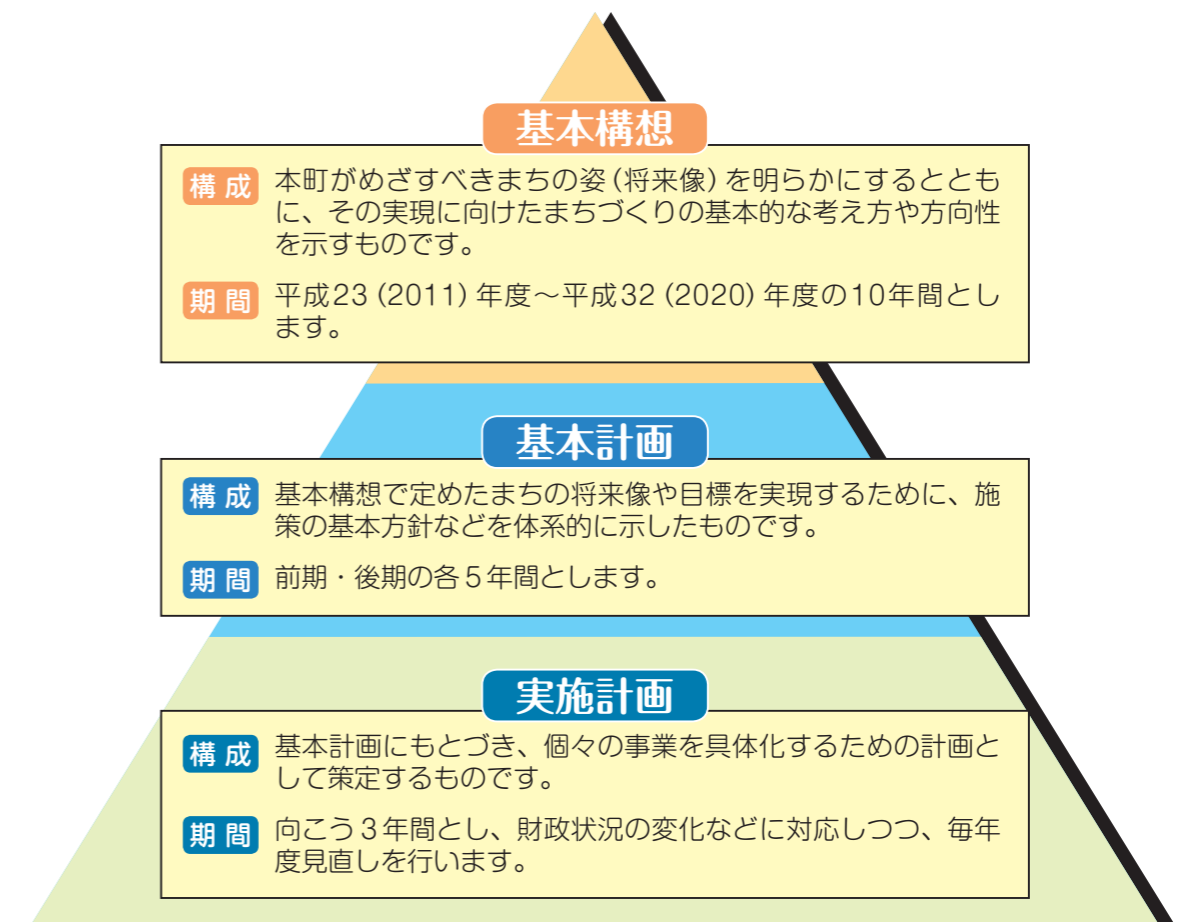
まちづくりの共通目標

### 新宮町行政にとって

自立したまちづくりを進めていくための経営指針  
広域行政への主張

## 計画の構成と計画期間

総合計画は、「基本構想」と「基本計画（前期）・（後期）」により構成されます。





## まちづくりの基本理念

### 人にやさしいまちづくり

物の障壁、心の障壁を取り払い、だれもが幸せに生活できる環境をつくり出すために、町民一人ひとりがやさしい気持ちを持ち、みんなで支え合う地域社会をめざしたまちづくりをすすめます。

### 環境共生のまちづくり

豊かな自然・文化・産業・人材を活かしながら、環境への負荷を低減しつつ、人と環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、発展への選択肢を次世代の子どもたちに引き継いでいけるような、持続可能な社会をめざします。

### 協働で拓くまちづくり

町民と行政がお互いの信頼と理解のもと、一つの目標に向かい、それぞれの特徴を活かしながら役割を分担・協力し、社会的課題の解決やそこに暮らす人々が本当に望む「まち」をめざしたまちづくりをすすめます。

まちづくりの基本理念は、“まちの将来像”を実現するために 政策全体の核となる考え方のことです。

# 『人が輝き 快適に暮らせる 元気なまち 新宮』

## まちの将来像

まちの将来像とは、将来実現すべき“まちの姿”を示すもので、その特徴を簡潔なことばで表現しており町民と行政の共通の目標となるものです。



### 快適に暮らせる

- 生活インフラが整備される
- 安全・安心・快適な生活を送る
- 住み続けたいと思える

### 人が輝き

- 生きがいを感じられる
- 一人ひとりが大切にされる
- 子どもたちの笑顔があふれる

### 元気なまち

- 「まち」への愛着と誇りをもつ
- 地域づくりへ積極的に取り組む
- にぎわいと活力があふれる

# 基本目標と主要施策【基本構想】



## 基本目標【めざすべきまちの姿】

新たな10年間の指針である第5次新宮町総合計画の策定にあたり、わが国がおかれた現状や時代の潮流を分析するとともに、本町がこれまで進めてきた政策の進展や反省、また「まちづくり住民会議」や「住民意識調査」、「各種団体の意向調査」などによる本町の特性や分析をもとに、主要な課題と政策展開の方針を明らかにしました。

### 総合計画の施策体系

まちの将来像

人が輝き 快適に暮らせる 元気なまち 新宮

基本理念

人にやさしいまちづくり 環境共生のまちづくり 協働で拓くまちづくり

## 分野別の基本目標

子育て環境が充実したまち

心豊かな人を育むまち

人権が尊重されるまち

生活環境が充実し 快適に暮らせるまち

安全・安心な生活が送れるまち

自然と環境を大切にするまち

活力を生み出すまち

健康で福祉が充実したまち

みんなの力で地域づくりを進めるまち

行政を経営し計画を着実に進めるまちづくり

## 基本目標の内容と主要施策

子育て環境の大きな変化に対応するため、保育園や幼稚園などの保育・教育施設や子育て支援拠点の充実に努めるとともに、小・中学校においては、将来人口を的確に推計し、国や県の施策にも配慮しながら施設整備や教育内容の充実に努め、次世代を担う子どもたちを家庭、地域、学校が一体となって町全体で見守り、育て、教育できる「子育て環境が充実したまちづくり」に努めます。

【主要施策】 ①子育て支援の充実 ②就学前教育・保育の充実 ③学校教育とその環境の充実 ④青少年健全育成の推進

町民の学習ニーズが高度化・多様化していくことが予想され、さらなる指導者の確保や情報の提供、特色のある講座、教室を企画しながら、町民一人ひとりが自発的な意思のもとに、「いつでも、どこでも、だれでも」が学びたいことを学ぶことができる体制を構築し「心豊かな人を育むまちづくり」に努めます。

【主要施策】 ①生涯学習の推進 ②生涯スポーツの推進 ③歴史・文化の継承と創造

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会づくりをめざしていくために、人権問題に関心をもち、身近な問題として町民一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、日常生活に活かすことができるよう、家庭や地域、学校などで人権教育、啓発を効果的、継続的に推進し「人権が尊重されるまちづくり」に努めます。

【主要施策】 ①人権教育と啓発の推進 ②人権行政の計画的推進 ③男女共同参画の社会づくり

本町の「持続可能な発展」を基本に、国土利用計画や農業振興地域整備計画などの土地利用と整合性を図りつつ、「生活環境が充実し快適に暮らせるまちづくり」に努めます。

【主要施策】 ①秩序ある土地利用 ②道路網の整備と道路環境の充実 ③公共交通の充実 ④水の安定供給 ⑤下水道の整備 ⑥公園の整備 ⑦生活環境の充実

防災・防犯体制の強化や交通安全への関心が高まる中、関係団体やボランティア団体、さらには、地域の見守り活動などと連携し、安全・安心への町民の意識を高め、町民だれもが「安全・安心な生活が送れるまちづくり」に努めます。

【主要施策】 ①防災対策の充実 ②防犯対策・交通安全対策の強化 ③生活相談・支援の充実

町民が自然環境保全への意識を高め、環境への負荷が少ない循環型の社会形成に努めるとともに、町民と行政が協力して次世代に引き継いでいける「自然と環境を大切にするまちづくり」に努めます。

【主要施策】 ①環境施策の推進 ②自然環境の保全と緑化の推進

貴重な歴史的資源などの地域資源を活かし、消費者や観光者のニーズの把握に努めつつ、農水産業と商工業、あるいは農水産業とサービス業などとの連携、都市圏の市町との広域的な連携を模索するなど多面的な取り組みを検討し、かつ、人口減少地域への対策や地域振興を推進することにより、「活力を生み出すまちづくり」に努めます。

【主要施策】 ①農水産業の振興 ②商工業の振興 ③観光の振興 ④人口減少の対策と地域振興の推進

社会保障制度の効果的な運用を図るとともに、医療機関や福祉施設、地域（コミュニティ）、ボランティア団体などそれぞれが連携を図り、それぞれの役割を把握し、だれもが心身ともに「健康で福祉が充実したまちづくり」に努めます。

【主要施策】 ①健康づくりの推進 ②地域福祉の充実 ③高齢者福祉の充実 ④障がい者福祉の充実 ⑤社会保障の充実

町民がどのように地域社会に貢献し、さまざまな活動に参画していけるのかを町民と行政とが共に考え、認識し、お互いに協力し合いながら取り組んでいくスタイルを構築するため「町民と町民」、「町民と行政」とが強い信頼関係のもとで、それぞれの責任を自覚し、対等で平等なパートナーであり続ける協働の考え方のもと活動を持続させ、「みんなの力で地域づくりを進めるまちづくり」に努めます。

【主要施策】 ①コミュニティの振興 ②協働・公益活動の推進

社会情勢の急激な変更により、これまで以上に厳しい財政運営が予測される中、自立的なまちを創造し持続可能な行政経営を行うため、人口増加に伴う経費の増加を踏まえた財政シミュレーションを策定し、事務事業について計画・実施・評価・改善というマネジメントサイクルを強化することにより「行政を経営し計画を着実に進めるまちづくり」に努めます。

【主要施策】 ①効率的な行政運営 ②広域行政の推進 ③情報化の推進と広報広聴の充実

# 将来人口と都市空間形成の方針【基本構想】



## まちの将来人口

総合計画における人口の推計は、各分野の基本計画を推進していく上で、根幹的な指標となるものです。

本町の人口は、福岡市に隣接する立地条件に恵まれていることや交通網の充実により、転入などによる人口が増加しています。特に杜の宮やシンプレット新宮、中心市街地の整備などの開発による一時的な人口の増加も予測されます。

このような傾向を考慮し、基本構想の目標年度である平成32(2020)年の将来人口を33,000人と想定しています。

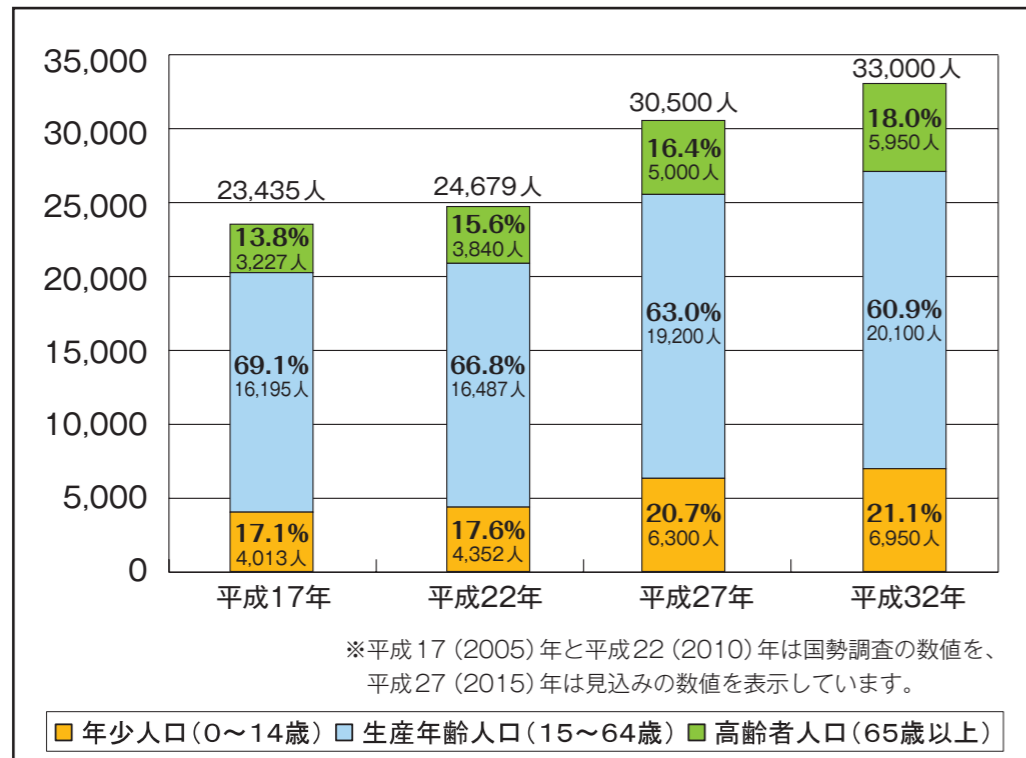
## \*\*\*\*\* 新宮町将来人口予測 \*\*\*\*\*

**平成27年(5年後) 30,500人**

**平成32年(10年後) 33,000人**

\*\*\*\*\*

### 【将来の人口推計】



## 都市空間形成の方針

第4次新宮町総合計画と第3次新宮町国土利用計画における土地利用の基本的な考え方として、「今ある町土は町民全てのかげがえのない財産であり、共に守り有効かつ適正に活用するとともに、次世代の子どもたちにも町土利用の選択肢を残しつつ、健全な状態で引き継いでいくもの」を掲げていました。

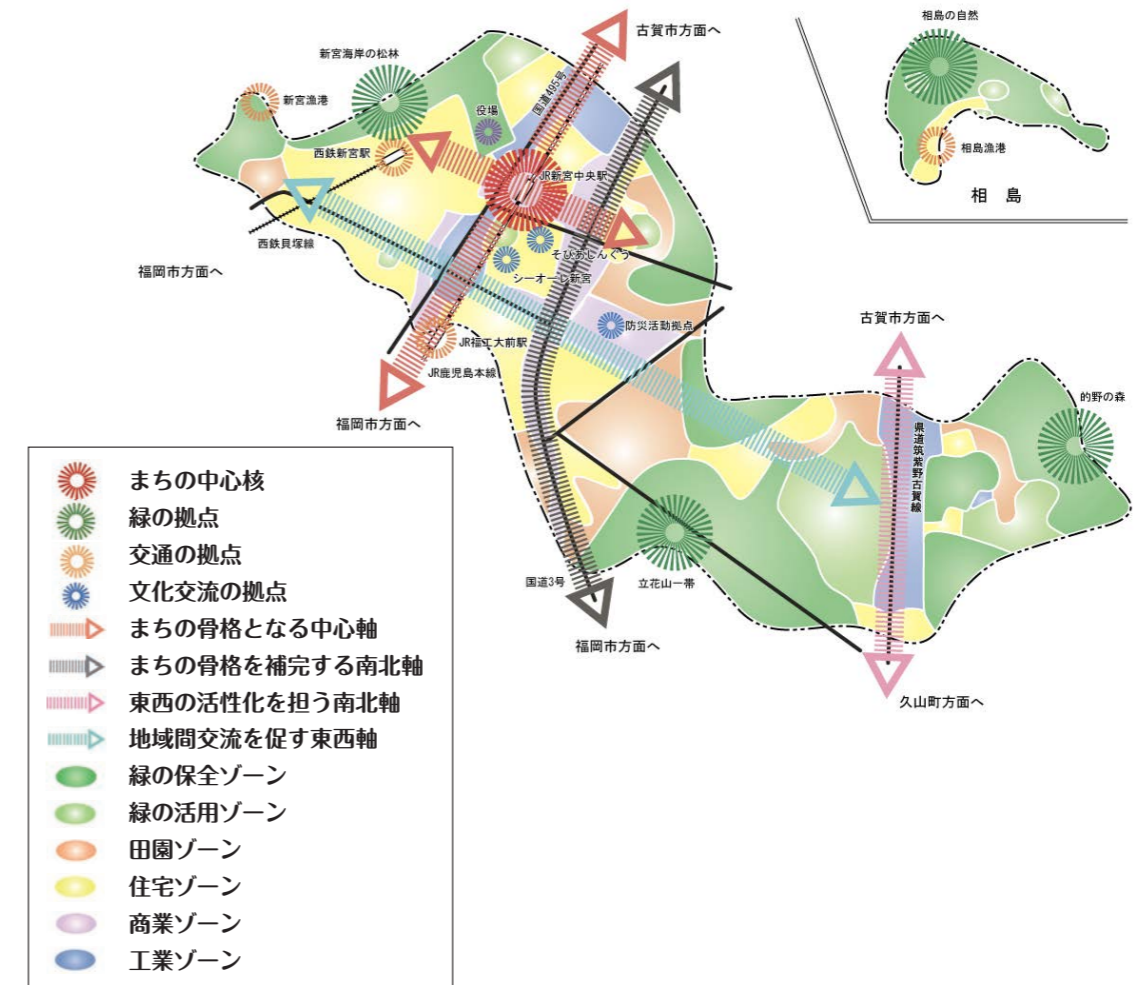
今回の計画においてもこの考え方を受け継ぐこととし、安易な市街地の拡大をめざすのではなく、本町の豊かな自然や文化、人材など、地域の資源や特性を活かした持続可能な発展を基本として、地域の特性に応じた秩序ある土地利用の実現を図ります。

また、JR新宮中央駅前に創出される新たな地域資源や機能を最大限に活用しながら、効果的なインフラ整備を図るとともに、的確な人口や産業の規模を設定し、地区計画や建築協定、緑地協定などのさまざまな制度を積極的に活用することで、既成市街地の良好な居住環境の形成を図ります。

国道3号以東の地域では、自然環境や歴史的環境の保全を図りながら、地域振興につながる土地利用の検討を進めていきます。

第5次新宮町総合計画では、魅力的で成熟した都市空間の形成をめざし、以下のような土地利用を展開します。

### 1) 都市空間形成のイメージ図





# 後期基本計画



## 2) 地域別土地利用の方針

### ■東部地域（立花小学校より東方の区域）

立花小学校から東方の区域は、良好な自然環境を維持保全しながら、町民の交流の場として整備活用します。また、地区内の既存集落や工業地は、地区計画の導入により良好な環境を保全しながら活性化を図ります。

さらに、東部地域の振興策として、地域の特性を活かした土地利用のあり方や適切なインフラ整備を検討します。一方、農地については、農業体験農園や観光農園など有効活用を推進します。

### ■中部地域（立花小学校からJR鹿児島本線までの区域）

立花山山系の西側の丘陵地に広がる農地は、自然環境のもつ多様な機能を保全しつつ、都市近郊型農業などの振興策を推進します。また、三代地区及び原上地区周辺は、既存市街地に隣接しているため、周辺の住環境などに配慮した土地利用について検討します。

一方、JR新宮中央駅前の中心市街地では、魅力ある商業施設や良好な住宅地の形成を推進するとともに、その周辺の既存市街地は、下水道などの基盤となるインフラ整備を進め、成熟した市街地の形成をめざします。

### ■西部地域（JR鹿児島本線から新宮海岸線までの区域）

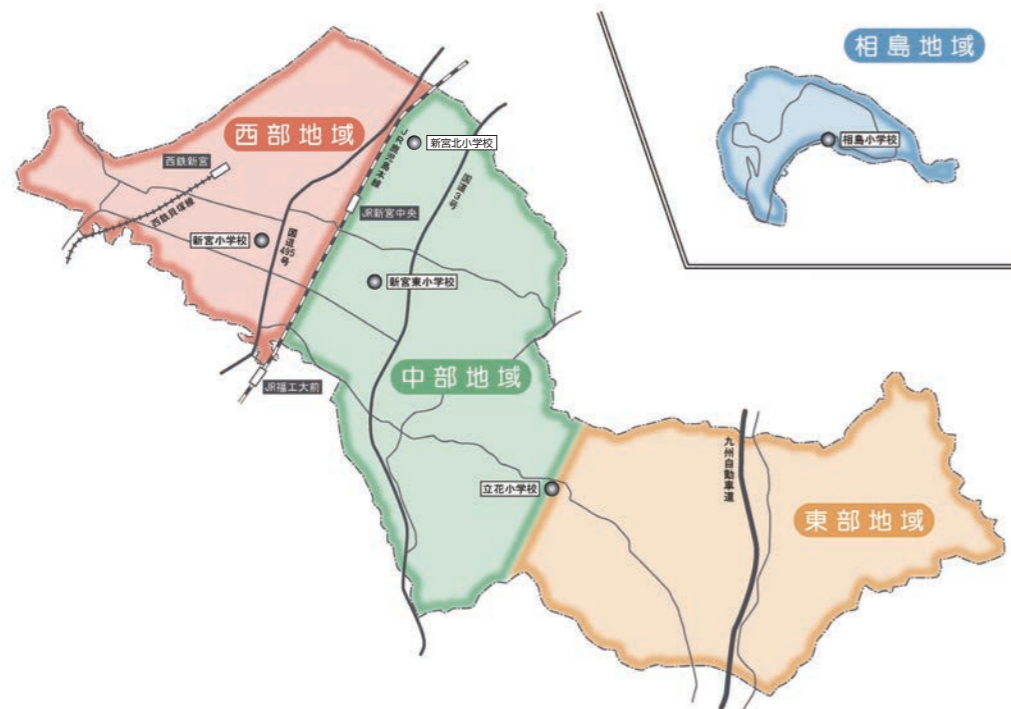
白砂青松の新宮海岸や漁港周辺地は、良好な自然環境として維持保全していくとともに、町民の憩いの場として活用します。また、下府地区及び湊地区の農地は、周辺の住環境などに配慮した土地利用について検討します。

一方、JR新宮中央駅前の中心市街地は、魅力ある都市機能の集積を図るとともに、この地区の中心地にある工業地は、周辺の住環境や商業施設との調和が図れるような土地利用に転換します。

### ■相島地域（相島全域）

相島地区は、美しい島の海岸線を保全するとともに、急傾斜地の下に密集した漁村集落を災害などから守るため、その対策を行います。

また、島の魅力である漁業、島内に点在する歴史や史跡、あるいは自然環境などの地域資源を活かした振興策や、それに伴う土地利用のあり方について検討します。



## 第1章 子育て環境が充実したまち

### 1 子育て支援の充実

安心して産み育てることができる環境を整えるため、本町で育つすべての子どもに対して、多面的な子育て支援を推進します。

子どもの健やかな発育のために必要な情報を提供するとともに、健診・相談・教室などを実施し子育て家族の健康づくりを支援します。また、医療・福祉との連携や、地域の支援者育成、ネットワークづくりなどの支援を行い、子どもの健康づくりを支える環境を整備します。

1. 子育てに関する相談・支援の充実
2. 児童虐待防止の推進
3. 地域での子育て支援
4. 子育てに伴う負担の軽減
5. 要支援児への対応
6. 妊産婦・育児に関する支援

### 2 就学前教育・保育の充実

子どもを育てる良好な環境を整備するため、新宮町子ども・子育て支援事業計画にもとづき、子どものための教育・保育、地域子育て支援など、多様な子育て支援施策を総合的に推進します。

1. 幼児教育・保育の充実
2. 幼児教育・保育サービスの推進





## 3 学校教育とその環境の充実

子どもたちが安心して学び、楽しく生活し、社会の変化に対応できる子どもを育むため、特色ある教育活動の充実や地域との連携をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。また、地域とともにある学校づくりを目標に、コミュニティ・スクールの円滑かつ効果的な推進に努めます。

1. 「生きる力」を育む教育内容の充実
2. 豊かな心を育む教育の推進
3. 児童・生徒の安全・安心対策
4. 学童保育の充実
5. 教育環境の整備
6. 国際交流の推進
7. コミュニティ・スクールの推進

## 4 青少年健全育成の推進

青少年が明日の担い手となって、家庭や地域とのつながりを深め、健やかに育つ環境をつくるため、町全体での体制整備のもと、健全育成の推進を図ります。

1. 青少年健全育成活動の推進
2. 家庭・地域の教育力の向上
3. 非行防止活動の推進
4. 相談体制の充実



## 第2章 心豊かな人を育むまち

### 1 生涯学習の推進

町民が生涯を通じて主体的に学習できるよう学習機会を提供するとともに、町民それぞれが持つ知識や技術を地域や学校などで活かすことができる学習環境づくりを推進します。

1. 学習機会の充実
2. 生涯学習の基盤づくり
3. 図書館利用者サービスの充実
4. 交流の推進

### 2 生涯スポーツの推進

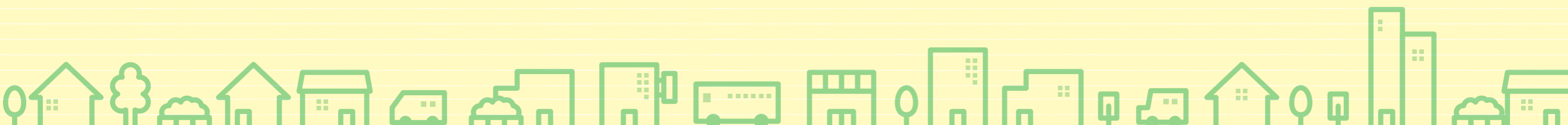
町民のだれもが気軽に生活の一部としてスポーツ活動や健康づくりを行うことができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

1. 生涯スポーツの振興
2. 体育施設の充実

### 3 歴史・文化の継承と創造

町内のいたるところにある貴重な文化財を後世に残していくために、伝統文化の継承や文化芸術の振興をより一層促進するとともに、文化財の保全・保存や活用を図ります。また、さまざまな芸術・文化にふれあう機会の提供や、芸術・文化活動を行えるよう、施設の整備・更新に努めます。

1. 文化財の保全と保存
2. 文化財の活用
3. 伝統文化の継承
4. 芸術・文化の振興





## 第3章 人権が尊重されるまち

### 1 人権教育と啓発の推進

新宮町人権教育・啓発基本指針をもとに、さまざまな人権問題の解決を図る平和で豊かな社会の確立に向け、あらゆる場での人権教育・啓発を推進します。

1. 学校における人権教育の推進
2. 家庭や地域における人権教育の推進
3. 人権啓発活動の充実

### 2 人権行政の計画的推進

新宮町人権教育・啓発基本指針をもとに、さまざまな人権問題の解決を図る平和で豊かな社会の確立に向け、施策の推進や連携・相談体制の充実を図ります。

1. 人権施策の総合的な推進
2. 各種団体・機関との連携
3. 人権に関する相談体制の充実
4. 人権意識・生活実態の把握と施策の充実

### 3 男女共同参画の社会づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できるような男女共同参画社会の形成のため、新宮町男女共同参画基本計画にもとづき、意識改革や環境づくりを推進し、相談支援などの支援体制の充実に努めます。

1. 男女共同参画の意識づくり
2. 男女がともに参画し、支えあう環境づくり
3. 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

## 第4章 生活環境が充実し快適に暮らせるまち

### 1 秩序ある土地利用

町の一体的・持続的発展に向け、基本構想「土地利用の方針」及び国土利用計画、都市計画マスタープランなどにもとづき、良好な市街地の形成を図り、かつ適切な土地の有効利用を進めます。

1. 良好な市街地の形成
2. 市街化調整区域などの適切な土地利用の推進
3. 地籍調査の推進

### 2 道路網の整備と道路環境の充実

各地域を結ぶ幹線道路や生活に必要な道路整備を促進するとともに、環境負荷への軽減や常に安心して移動できる道路環境の形成を図るため、ひとや環境にやさしい道づくりを進めます。

1. 国道・県道の整備
2. 都市計画道路の見直しと整備
3. 生活道路の整備
4. 道路の適切な維持管理

### 3 公共交通の充実

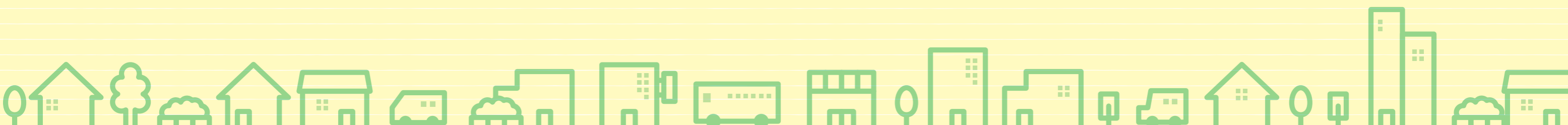
利便性の向上、利用者の増加に向け、渡船やコミュニティバスの路線・運行時間の見直しを検討し、町民のニーズにあった公共交通機関の充実、航路施設・駐輪施設の整備を進めます。

1. 交通結節機能の充実
2. コミュニティバスの充実
3. 渡船の充実
4. 駐輪対策の充実

### 4 水の安定供給

生活には必要不可欠な水の安定供給に向け、広域的な水資源の確保、経営の健全化に努めます。

1. 安全で良質な水の安定供給
2. 経営の健全化







## 5 下水道の整備

快適な居住環境と水質保全を確保するため、町全体での汚水処理施設の普及及び維持管理と経営の健全化に努めます。

1. 下水道の普及促進
2. 施設の適切な維持管理
3. 浸水対策
4. し尿処理方法の検討
5. 経営の健全化

## 6 公園の整備

人が集まる場所づくり、良好な住環境の形成に向け、既存の自然環境に配慮しながら、公園の整備及び適正な維持管理を進めます。また、新宮ふれあいの丘公園は、防災機能を有した公園にするとともに、子どもから高齢者までが交流できる公園として整備を推進します。

1. 都市公園などの整備
2. 公園の適切な維持管理の推進

## 7 生活環境の充実

循環型社会の構築に向け、ごみの分別収集、減量化、リサイクルを推進し、環境意識の高揚に努めます。また、公害防止対策、迷惑防止・不法投棄対策を推進するとともに、生活環境の向上に努めます。

1. 環境美化活動の推進
2. 生活環境の維持
3. 公害の防止
4. 住居表示の推進

## 第5章 安全・安心な生活が送れるまち

### 1 防災対策の充実

災害に強いまちづくりに向け、地域防災計画にもとづき、消防救急体制の充実、危険箇所の対策を推進します。また、大規模災害や避難の長期化に備えるため、新宮町ふれあいの丘公園を防災活動拠点として計画的に整備を実施します。

1. 災害に強いまちづくりの推進
2. 消防救急体制の充実
3. 危険箇所への対策
4. 国民の保護

### 2 防犯対策・交通安全対策の強化

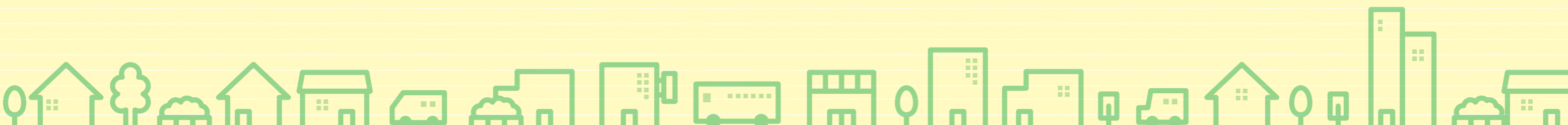
犯罪・事故のない安全・安心なまちづくりに向け、情報の適切な提供、他機関・団体との連携、各施設の整備を促進し、防犯対策・交通安全対策の強化に努めます。

1. 防犯活動の支援と広報の充実
2. 交通安全意識の高揚
3. 防犯施設の整備
4. 交通安全施設の整備
5. 暴力犯罪の防止

### 3 生活相談・支援の充実

町民自らが消費者意識を高め、被害防止になるように情報を提供し、被害者への早期対応ができるよう、県や弁護士会などと連携し、相談窓口やホットラインなどの広報活動を推進します。

1. 生活相談の充実
2. 消費者意識の高揚
3. 情報の発信





## 第6章 自然と環境を大切にすまち

### 1 環境施策の推進

自然環境や生活環境、地球温暖化防止など、環境保全と環境教育や協働のあり方など総合的な環境施策の展開を図るため、新宮町環境基本計画にもとづき、環境保全活動の取り組みを推進します。

1. 総合的な環境施策の推進
2. 環境意識の高揚
3. 地球温暖化防止対策の推進

### 2 自然環境の保全と緑化の推進

本町が誇る水と海と緑の美しい自然環境・景観を保全するため、適切な土地利用や河川や山林の環境保全を推進します。

1. 自然の保全と活用
2. 荒廃森林の再生
3. 緑化の推進



## 第7章 活力を生み出すまち

### 1 農水産業の振興

農水産業の持続的発展に向けた多様な担い手及び消費者ニーズに対応した農水産物の育成と地産地消を推進するとともに、漁業基盤となる沿岸漁場や漁港の計画的な改修・整備を推進します。

1. 農業担い手の育成支援
2. 地産地消の推進と荒廃農地の対策
3. 高付加価値農水産物の開発
4. 水産業の振興
5. 漁港施設の利用促進と適正管理

### 2 商工業の振興

経済活動の基盤を活性化するため、既存商店と大型小売店舗などの連携による活性化や新宮町商工会との連携により、商業活動を促進します。また、雇用の場の拡充のため、企業誘致の推進に努め、中小企業に対する支援の実施を推進します。

1. 商業の振興
2. 製造業・工業の振興
3. 中小企業の支援
4. 企業誘致の推進

### 3 観光の振興

豊富な観光資源の活用と地域の特性を活かし、来訪者のニーズや目的に沿った観光事業を、新宮町おもてなし協会などと連携しながら展開します。

1. 観光情報の発信と施設の充実
2. 連携による観光の推進
3. 観光振興の仕組みづくり

### 4 人口減少の対策と地域振興の推進

相島や東部地域など、人口が減少している地区の対策として、地域振興策の推進や交流拠点づくりを計画的に実施するよう努めます。

1. 定住化の推進
2. 空き家・空き地の対策
3. 地域振興策の推進
4. 交流の拠点づくり





## 第8章 健康で福祉が充実したまち

### 1 健康づくりの推進

町民が主体的に健康づくりに取り組み、生涯を心身ともに健康に過ごすことができるように、健康づくりに関する情報提供や健(検)診、保健指導に努め、機会の提供や環境の整備などを実施・支援します。

1. 健康づくりの啓発
2. 健(検)診・保健指導の充実
3. こころの健康づくり
4. 食育の推進
5. 感染症の予防

### 2 地域福祉の充実

すべての町民が住み慣れた地域で、安心して健康で暮らせるよう、地域福祉計画を策定し、地域福祉活動・体制の充実に努めます。

1. 地域福祉活動の充実
2. 見守りネットワークの充実
3. 福祉ボランティア活動の推進
4. 戦没者遺族等への援護

### 3 高齢者福祉の充実

元気で生きがいを持つ高齢者が増えるよう、高齢者の社会参加促進や健康づくりを推進するとともに、日常生活支援や相談窓口の充実に努めます。

1. 高齢者の社会参加
2. 高齢者の健康づくり
3. 日常生活支援の充実
4. 相談窓口の充実
5. 高齢者の交流拠点の充実

### 4 障がい者福祉の充実

障がいのある人が社会参加でき地域社会で安全で安心して生活できるよう、相談支援や社会参加、生活環境の充実など地域社会での支援施策を総合的に推進します。

1. 障がい者の自立と社会参加の支援
2. 相談支援体制の充実
3. 生活環境の充実
4. 障がいのある子どもたちの療育

### 5 社会保障の充実

町民が不安のない生活を保障し、安心して生活が送れるように、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

1. 国民健康保険事業の健全な運営
2. 国民年金制度の啓発
3. 地域医療体制の充実
4. 低所得者福祉の充実





## 第9章 みんなの力で地域づくりを進めるまち

### 1 コミュニティの振興

地域の課題について、町民と行政がパートナーシップのもと相互に理解しあい、課題解決のための地域活動の仕組みづくりをするとともに、コミュニティ活動拠点として身近な公民館などの施設を充実し、地域の活性化や町民の地域活動を推進します。

1. コミュニティ組織の仕組みづくり
2. コミュニティ施設の充実
3. コミュニティ活動の活性化

### 2 協働・公益活動の推進

地域に暮らし活動する町民、ボランティア団体、公益活動団体、企業、行政がそれぞれの主体性と自主性を尊重し合いながら、地域や公共の担い手として協働し、パートナーシップによる町民参加型のまちづくりをめざします。

1. 協働のまちづくりの推進
2. 公益活動への支援
3. 町民参画の推進

## 第10章 行政を経営し計画を着実に進めるまちづくり

### 1 効率的な行財政運営

町民から信頼される行財政の運営をするため、財政状況の公開や事務事業の見直しを行い、持続的な行政経営を進めるとともに、職員の意識改革や資質向上に努めます。

1. 町民から信頼される行財政運営
2. 組織・人材の育成

### 2 広域行政の推進

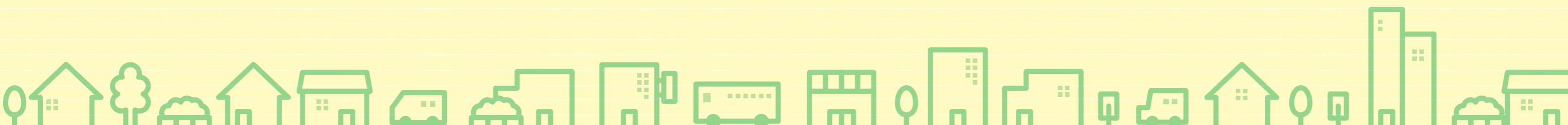
効率的な行政運営や提供する行政サービスの充実や高度化を図るため、広域行政の推進を図ります。

1. 福岡都市圏広域行政計画の推進
2. 広域行政の推進
3. 一部事務組合の健全化
4. 近隣市町との連携

### 3 情報化の推進と広報広聴の充実

行政の情報化を総合的かつ計画的に進め、自治体の持つICTの活用や住民サービスの向上に努めるとともに、情報公開や広聴の充実に努めます。

1. 電子自治体の構築
2. 広報機能の充実
3. 広聴システムの充実
4. 情報公開の推進





## 第5次新宮町総合計画 —みんなの新宮町未来計画— 概要(改訂)版

- 発行／新宮町役場  
〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号  
TEL (092)962-0231(代表) FAX (092)962-2078  
ホームページ <http://www.town.shingu.fukuoka.jp>
- 企画・編集／新宮町役場 政策経営課
- 初版発行日／平成23年7月
- 改訂版発行日／平成28年5月
- 印刷／社会福祉法人 福岡コロニー